

議案第23号

大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一
部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「事務は、」の次に「別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び」を加え、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	番号法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報のうち市長が保有するものであって規則で定めるもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 市長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。